

学位論文題名

## 民事詐欺の違法性と責任

### 学位論文内容の要旨

本稿の課題は、現代における詐欺取消制度の在り方を再検討することである。民法 96 条 1 項が定める詐欺取消制度では、欺罔者に故意があることが要件とされているが、このような態度は欺罔者の過失行為に起因するリスクを被欺罔者へ転嫁させる点で不当であり、しかも民法の基本原則たる過失責任主義に反する点で疑問である。またこうしたリスク転嫁・過失責任主義の例外は、被欺罔者の保護を低下させ、同時に当該法律行為の有効性を維持する前提として被欺罔者の自己「責任」を強調させる結果となっている。

確かに伝統的な責任論によれば、自由意思が責任の根拠であり、被欺罔者の意思表示も責任の根拠たり得る。本稿では、この意味での自由意思を「責任根拠の自由意思」と呼んでいる。しかし、人の尊厳を成す自由意思は、同時に、法的に保護される権利としても尊重される(710条)。この自由意思は被侵害権利性を有し、その侵害は違法性を基礎づけ得る。本稿では、この意味での自由意思を「違法根拠の自由意思」と呼んでいる。もちろん、「責任根拠の自由意思」と「違法根拠の自由意思」は表裏一体の関係にある。しかし、96条1項の規範目的を被欺罔者の保護として理解するなら、害された被欺罔者の「違法根拠の自由意思」が同条の解釈論のレベルにおいても重視されるべきはずである。

ところが、従来の96条1項の解釈では、「責任根拠の自由意思」が重視されてきた。このことは、「騙された者にも落ち度がある」という偏見、あるいは、かかる偏見に依拠した過失相殺制度の濫用からも窺い知ることができる(過失相殺による処理は当該法律行為が有効であること、すなわち、被欺罔者が契約に拘束されることを前提としている)。しかし、こうした解釈は、情報が錯綜する高度に複雑化した現代の取引環境においてもなお、その正当性を保持し得るであろうか。ともすれば個人の尊厳が見失われつつある今こそ、「違法根拠の自由意思」の意味を再評価し、96条1項の規範目的を被欺罔者の意思決定自由の保護に求めるべきではないのか。そして、このことは故意要件を「過失」へ引き下げることによって、より良く達成されるのではないか。これが本稿の中心的な問題関心である。

こうした問題関心に基づいて、まず本稿では、日本法の詐欺取消制度の母法たるドイツ法を検討し、次いで日本法を検討している。自由意思を重視する伝統が詐欺取消制度の解釈にも反映されているドイツにおいては、同制度の規範目的は被欺罔者の自由意思の保護に求められており、このことが同制度と契約締結上の過失法理の併用を可能ならしめ、さらに故意要件それ自体も緩和されて、故意概念が事実上過失を含むものにさえなっている。これに対して、日本においては自由意思に対する保護の観点が伝統的に希薄であり、これは現在も変わらない。そして、このことは日・独における規範目的的理解の相違として出現し、例えば96条の詐欺取消制度を拡張する理論として展開された情報提供義務や合意の

瑕疵論においても、契約正義の名のもとに詐欺取消制度は欺罔者の制裁を目的とした制度として捉えられ、ゆえに欺罔者の故意が依然として重要な意味を持ち、その反面として、被欺罔者の自由意思の保護という観点は軽視されているのである。

しかし、被欺罔者の自由意思を重視するなら、欺罔者が過失によって欺罔行為を行った場合にも、被欺罔者を保護する必要はあるはずであり、そのような保護の必要性は、現に消費者契約法や金融商品販売法等の諸立法からも窺われ、もはや看過できない。しかも、事態を根本的に解決するには、法律上の文言を形式的に修正だけでは足りず、むしろ基本的な理解そのものを転換する必要がある。すなわち、「詐欺取消制度の規範目的は意思決定自由の保護＝意思決定自由に対する侵害が違法」という発想を持つことである。こうした理解に立脚して初めて、「違法根拠の自由意思」に対する配慮が生まれ、その反射的作用として故意要件の否定が正当化され、そして、被欺罔者に対する十分な保護が実現されるのである。

とはいえ、欺罔者の行為自由という法益も無視されてはならない。そこで、本稿では、リスクの公平な配分および過失責任主義の原則に鑑み、欺罔者の故意要件は否定しつつも、これに代わって欺罔者に過失があることを要件とし、この過失要件を通じて行為自由の確保を担保する解釈を提示した。この過失が認められれば、行為自由を逸脱したものと評価され、その限度において欺罔者は不利益を甘受しなければならず、この意味において過失を欺罔者の責任要件と構成したわけである。

以上の検討から、本稿は次の結論へ達した。96条1項における詐欺取消制度の規範目的は意思決定自由の保護として理解されるべきであり、この目的に反する故意要件は否定され、それに代わって過失が要件とされるべきである。そして、被欺罔者の意思決定自由に対する侵害が民事詐欺における違法性であり、そうした侵害を生ぜしめる欺罔者の過失が民事詐欺における責任である。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 池 田 清 治

副 査 教 授 瀬 川 信 久

副 査 教 授 松 久 三四彦

学 位 論 文 題 名

## 民事詐欺の違法性と責任

民法 96 条 1 項は、詐欺による意思表示は取り消すことができる、とする。そして、従前の理解によれば、被欺罔者である表意者が自身の意思表示を取り消すには、欺罔者に二重の故意、すなわち、騙す意図と意思表示をさせる意図があることが要件とされてきた。本論文は、このような通説的な立場に対して根本的な問題提起をする。そのモチーフは、これでは表意者の保護が不十分であり、たとえ欺罔者に故意が認められなくても、欺罔者が過失に基づき誤った情報を表意者に与え、表意者がこれに基づいて意思表示をしたときは、取消権が認められるべきである、という点にある。そして、96 条 1 項の枠内でもこのような解釈が可能であることを示すため、第 1 部でドイツ法を検討した後、第 2 部では日本法について批判的な考察を行っている。以下では、簡単にその行論を紹介する。

第 1 部では、ドイツにおける詐欺取消制度が 19 世紀に形作られたことから、まず第 1 章でそれ以前の議論が確認され、そこでは今日の詐欺取消しが悪意訴権 (actio doli) という形を取っていたこと、その効果が損害賠償であったこと、また行為に対する「制裁」という色彩が強く、そのため、故意が要件とされることについて疑いが持たれることがなかったことが確認される。もっとも、必ずしも明確ではないが、自由意思を尊重する風潮から、プロイセン一般ラント法においては、欺罔者に対する制裁というより、表意者の自由な意思決定に基づく制度理解への萌芽が見受けられるとする。続く第 2 章では、このように自然法学説を背景として自由意思に詐欺取消制度の核心を見出す動きが 19 世紀前半から衰退し、これがドイツ民法典に結実していく様子が分析される。本論文によれば、この背景には、①ローマ法の伝統に戻ろうとする歴史法学派の台頭と、②経済的自由主義（詐欺取消しを広く認めると、経済的な混乱をもたらしかねないとの発想）がある、とされる。しかし、ドイツ民法典では、確かに詐欺取消しにおいては、欺罔者の故意が要求されたものの、自由意思に配慮する姿勢も受け継がれており、それは不法行為法によって保護されるべき「自由」(823 条 1 項) のなかに、精神的自由（特に意思決定の自由）が含まれている点から看取され、学説においても、少なくとも民法典制定直後は、このような立場が有力であったが、詐欺と無関係な事例を契機として、「自由」を「身体的自由」に限定する解釈が確立され、他方で、表意者の意思決定の自由を担保するための法理として「契約締結上の過失」が伸長しはじめた。とはいうものの、これに併行して、判例においては、故意をできる限り希釈化しようとする試みもされてきた。たとえば欺罔者に故意を要求し

つつも、責任能力を不要としたり、未必の故意でもよく、さらに自身の言明が誤りであるとの認識でなく、十分な根拠がないかもしれないとの認識さえあれば、故意が認められるとすることで、事実上、過失をも包含しうる広い故意概念が採られているとされている。

第2部では、このようなドイツ法の分析を踏まえたうえで、日本法が検討される。まず第1章では、学説の流れが確認され、詐欺取消しにあっては、当初から欺罔者の故意が要件とされていたが、他方で、不法行為法上の「自由」には精神的自由も当然に含まれると考えられていたこと、にもかかわらず、故意要件が墨守されたのは、第1に十分な検討がされてこなかったこと（また「契約締結上の過失」に飛びついたこと）、第2に——その当時の社会本位の法思想の影響もあって——意思決定の自由に対する配慮が不十分であったためである、とされる。そして、私的自治に関する議論も、少なくとも当初は、それが現代社会においてどのような変容を受け、いかに制限されるかという点に重きが置かれており、意思決定の自由に本格的な光が当てられたのは比較的最近のことである旨の批判的な検討がされている。続く第2章では、この批判が判例に向けられる。すなわち、ここでは、詐欺取消しや「契約締結上の過失」に関わるドイツの裁判例と日本の裁判例とが事案類型ごとと比較対照され、さらに詳細な事実関係の分かる、類似した裁判例については立ち入った分析がされ、日本では故意が否定されるような事案においても、ドイツでは故意が肯定され、詐欺取消しが認められていること、日本では不法行為責任が認められつつも、過失相殺によって割合的解決がされているのに、ドイツでは、詐欺取消しにおいてはもとより、「契約締結上の過失」にあっては、その法的効果として原状回復が認められているため、表意者の過失を理由とする割合的解決がされていないという傾向が指摘され、最後に過失による詐欺も96条1項に含めるべきであるとの解釈論が提示される。

以上のような内容を持つ本論文は、以下の諸点において積極的な評価に値する。

第1に、民法96条1項の詐欺取消しにつき、学説は欺罔者に二重の故意が要求されることを自明視してきたが、これは十分な学問的検証を経たうえのものでないことを明らかにした（従前の学説を本論文は「解釈伝統」と呼んでいるが、実際には「教科書通説」といえよう）。その意味で、学説に対して根本的な問題提起をする「意欲作」といえる。

第2に、従来、全く検討されてこなかったドイツ法の詐欺取消制度の歴史的経緯について、はじめて本格的な研究を行い、これを明らかにした。文献の渉猟は包括的であり、分析も——無論、本論文の視点から、という限定はあるが——多角的で丁寧である。

第3に、ドイツの裁判例と日本の裁判例との相違を丹念に分析し、明らかにした。その手法は、堅実、かつ、実証的であり、周到なものである。

もちろん、まだ課題は残されている。たとえば過失による詐欺を96条1項で処理するとすると、それと「契約締結上の過失」、あるいは——債権法改正において提案されている——不実表示との関係はどうなるのか、といった問題である。加えて裁判例の分析で得た、事案類型ごとの取扱いの相違を過去の学説に照射するなら、さらに興味深い知見が得られるようにも思われる。しかし、従来全く疑われることのなかった定説に対して、果敢に挑戦し、日本で紹介検討されることのなかった多くの事実を白日の下にさらしたという意味で、本論文は今後の研究の学問的礎石をなすものといえる。以上のような観点から、審査委員は全員一致で、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判断した。